

令和元年 12月 17日
消 費 者 庁

特定商取引法に基づく行政処分について

関東経済産業局が特定商取引法に基づく行政処分を実施しましたので公表します。

本件は、特定商取引法第69条第3項の規定に基づき、消費者庁長官の権限委任を受けた関東経済産業局長が実施したものです。

令和元年 12 月 17 日

特定商取引法違反の連鎖販売業者2社に対する取引等停止命令 (6ヶ月及び3ヶ月) 及び指示並びに当該業者の代表取締役等 に対する業務禁止命令 (6ヶ月及び3ヶ月) をしました

関東経済産業局は、令和元年12月16日、全身美容機器や浴槽用水素水生成機器等（以下「美容機器等」といいます。）を販売している連鎖販売業者である株式会社YOSA（大阪市西区）（以下「YOSA」といいます。）に対し、特定商取引に関する法律の一部を改正する法律による改正前の特定商取引に関する法律（以下「旧法」といいます。）第39条第1項及び特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」といいます。）第39条第1項の規定に基づき、令和元年12月17日から令和2年6月16日までの6か月間、連鎖販売取引に係る取引の一部等（勧誘、申込受付（いずれも勧誘者に行わせることも含む。）及び契約締結。以下「取引の一部等」といいます。）を停止するよう命じました。

また、YOSAの統率のもと、YOSAと連携共同して、美容機器等を販売している連鎖販売業者である株式会社ロマネスク（大阪市北区）（以下「ロマネスク」といいます。）に対し、旧法第39条第1項及び特定商取引法第39条第1項の規定に基づき、令和元年12月17日から令和2年3月16日までの3か月間、取引の一部等を停止するよう命じました。

あわせて、YOSA及びロマネスク（以下、これらを併せて「YOSA等」といいます。）に対し、特定商取引法第38条第1項の規定に基づき、今回の違反行為の発生原因について、調査分析の上検証し、当該違反行為の再発防止策及び社内のコンプライアンス体制を構築することを指示（以下「本件指示」といいます。）しました。

さらに、関東経済産業局は、特定商取引法第39条の2第1項の規定に基づき、YOSAの代表取締役馬面仙江及び取締役馬面祐二に対して、令和元年12月17日から令和2年6月16日までの6か月間、取引の一部等を停止するよう命じた範囲の連鎖販売取引に係る業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含みます。）の禁止を命じ、ロマネスクの代表取締役大島博之に対しては、令和元年12月17日から令和

2年3月16日までの3か月間、取引の一部等を停止するよう命じた範囲の連鎖販売取引に係る業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含みます。）の禁止を命じました。

なお、本処分は、特定商取引法第69条第3項の規定に基づき、消費者庁長官の権限委任を受けた関東経済産業局長が実施したものです。

1. 処分対象事業者

(1) 名 称：株式会社YOSA（法人番号：9120001130544）

代 表 者：代表取締役 馬面 仙江（ばめん ひさえ）

所 在 地：大阪府大阪市西区新町一丁目3番16号

資 本 金：3600万円

設 立：昭和50年8月1日

取引類型：連鎖販売取引

取扱商品：全身美容機器、水素水生成機器等

(2) 名 称：株式会社ロマネスク（法人番号：1011001067935）

代 表 者：代表取締役 大島 博之（おおしま ひろゆき）

所 在 地：大阪府大阪市北区梅田一丁目11番4号

資 本 金：100万円

設 立：平成23年1月11日

取引類型：連鎖販売取引

2. 特定商取引法に違反する行為

(1) 氏名等の明示義務違反（勧誘目的不明示）（特定商取引法第33条の2）

(2) 断定的判断の提供（旧法第38条第1項第2号及び特定商取引法第38条第1項第2号）

3. YOSA等に対する取引等停止命令及び指示の詳細は別紙1、馬面仙江、馬面祐二及び大島博之に対する業務禁止命令の詳細は別紙2から4までのとおりです。

【本件に関するお問合せ】

本件に関するお問合せにつきましては、消費者庁から権限委任を受けて消費者庁とともに特定商取引法を担当している経済産業局の消費者相談室で承ります。お近くの経済産業局まで御連絡下さい。

なお、本件に係る消費者と事業者間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介を行うことはできませんので、あらかじめ御了承下さい。

北海道経済産業局消費者相談室	電話	011-709-1785
東北経済産業局消費者相談室		022-261-3011
関東経済産業局消費者相談室		048-601-1239
中部経済産業局消費者相談室		052-951-2836
近畿経済産業局消費者相談室		06-6966-6028
中国経済産業局消費者相談室		082-224-5673
四国経済産業局消費者相談室		087-811-8527
九州経済産業局消費者相談室		092-482-5458
沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室		098-862-4373

○消費者ホットライン（全国統一番号）

「188（局番なし）」

身近な消費生活相談窓口を御案内します。

※一部の IP 電話、プリペイド式携帯電話からは御利用いただけません。

○最寄りの消費生活センターを検索する

<http://www.kokusen.go.jp/map/index.html>

(別紙1)

株式会社YOSA及び株式会社ロマネスクに対する行政処分の概要

1. 事業概要

株式会社YOSA(以下「YOSA」という。)及び株式会社ロマネスク(以下「ロマネスク」という。)は、YOSAの統率の下、連携共同して、「YOSAハイパーレクイーンセット」と称する全身美容機器や「ハッピーバスタイム」と称する浴槽用水素水生成機器などの概要書面及び契約書面中に「YOSAビジネス商品一覧表」で記載されている多数の商品(以下、これらの商品を併せて「本件商品」という。)を販売する事業を行い、コミッション又はボーナスと称する販売手数料を収受し得ることをもって、「YOSAビジネス販売店」と称する本件商品の販売をあっせんする者(以下「会員」という。)を誘引し、その者と「概要セット」と称する会員になるために購入が必要な商品カタログや会社案内などの資料一式のセット及び10万円以上の本件商品の購入を伴う取引(以下「本件連鎖販売取引」という。)を行っている。当該販売手数料には旧法第33条第1項及び特定商取引法第33条第1項に規定する特定利益に該当する利益が含まれ、概要セット及び本件商品の購入は同項に規定する特定負担に該当することから、YOSA及びロマネスクは、YOSAの統率の下、連携共同して、旧法第33条第1項及び特定商取引法第33条第1項に規定する連鎖販売業を行っていた。

2. 行政処分の内容

(1) 株式会社YOSA

①取引等停止命令

ア 内容

連鎖販売業に係る連鎖販売取引のうち、次の取引等を停止すること。

(ア) 同社の行う連鎖販売取引について勧誘を行い、又は同社が統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について勧誘を行わせる者(特定商取引法第33条の2に規定する勧誘者をいう。以下「勧誘者」という。)に勧誘を行わせること。

(イ) 同社の行う連鎖販売取引についての契約の申込みを受け、又は勧誘者に当該取引に係る契約の申込みを受けさせること。

(ウ) 同社の行う連鎖販売取引についての契約を締結すること。

イ 停止命令の期間

令和元年12月17日から令和2年6月16日まで(6か月間)

②指示

勧誘者は特定商取引法第33条の2に規定する氏名等の明示義務に違反する行為を、旧法第33条の2に規定する勧誘者（以下「旧法に規定する勧誘者」という。）及び勧誘者は旧法第38条第1項第2号及び特定商取引法第38条第1項第2号の規定により禁止される旧法に規定する連鎖販売取引及び連鎖販売取引につき利益を生ずることが確実であると誤解させるべき断定的判断を提供して連鎖販売契約の締結について勧誘をする行為をしていた。かかる行為は、旧法及び特定商取引法に違反するものであることから、今回の違反行為の発生原因について、調査分析の上検証し、当該違反行為の再発防止策及び社内のコンプライアンス体制を構築すること。

(2) 株式会社ロマネスク

①取引等停止命令

ア 内容

連鎖販売業に係る連鎖販売取引のうち、次の取引等を停止すること。

(ア) 同社の行う連鎖販売取引について勧誘を行い、又は勧誘者に勧誘を行わせること。

(イ) 同社の行う連鎖販売取引についての契約の申込みを受け、又は勧誘者に当該取引に係る契約の申込みを受けさせること。

(ウ) 同社の行う連鎖販売取引についての契約を締結すること。

イ 停止命令の期間

令和元年12月17日から令和2年3月16日まで（3か月間）

②指示

勧誘者は特定商取引法第33条の2に規定する氏名等の明示義務に違反する行為を、旧法に規定する勧誘者及び勧誘者は旧法第38条第1項第2号及び特定商取引法第38条第1項第2号の規定により禁止される旧法に規定する連鎖販売取引及び連鎖販売取引につき利益を生ずることが確実であると誤解させるべき断定的判断を提供して連鎖販売契約の締結について勧誘をする行為をしていた。かかる行為は、旧法及び特定商取引法に違反するものであることから、今回の違反行為の発生原因について、調査分析の上検証し、当該違反行為の再発防止策及び社内のコンプライアンス体制を構築すること。

3. 処分の原因となる事実

YOSA及びロマネスクは、以下のとおり、旧法及び特定商取引法に違反する行為をしており、特定商取引法第38条第1項に規定する「連鎖販売取引の公

正及び連鎖販売取引の相手方の利益が害されるおそれがある」と認められたほか、旧法第39条第1項及び特定商取引法第39条第1項に規定する「連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が著しく害されるおそれがある」と認められた。

(1) 氏名等の明示義務違反（勧誘目的不明示）（特定商取引法第33条の2）

勧誘者は、遅くとも平成30年2月以降、本件連鎖販売取引をしようとするとき、その勧誘に先立って、その相手方に対し、「YOSAのセミナーがあるから参加してみないか」、「自宅でエステを開業したから体験してみない」、「身体に良いお風呂があるから一緒に行かない」などと告げるのみで、特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘をする目的である旨を明らかにしていなかった。

(2) 断定的判断の提供（旧法第38条第1項第2号及び特定商取引法第38条第1項第2号）

旧法に規定する勧誘者及び勧誘者は、遅くとも平成29年9月以降、YOSA及びロマネスクが連携共同して統括する一連の連鎖販売業に係る本件商品の販売のあっせんを店舗その他これに類似する設備によらないで行う個人を相手方として本件連鎖販売取引についての契約の締結について勧誘をするに際し、「200万円なんて1年で返せるよ。」、「やっていけば必ず成功し半年で返済できる。」などと、本件連鎖販売取引につき利益を生ずることが確実であると誤解させるべき断定的判断を提供していた。

4. 勧誘事例

【事例1】（氏名等の明示義務違反（勧誘目的不明示）及び断定的判断の提供）

平成30年1月から平成30年2月までの間に、消費者Aは近所にYOSAの施術を受けることができるサロンを見つけ、施術を受けた。当該サロンは会員Zが経営しており、その日のうちに施術を11回受けられるコースを契約した。この11回コースの2回目の施術を受けた時、Zから「YOSAのセミナーがあるから参加してみないか。」と誘われた。Aは、セミナーに誘われた際、会員になることやそのために必要な商品などの購入について勧誘されることは全く聞いていなかった。

その後、Aは、平成30年1月から2月に開催されたセミナーに参加した。当該セミナーでは、YOSAの効果に関する説明や体験談の後、会員になることやそのために必要な商品などの購入について契約の流れや負担する必要がある金額などの説明があった。同日、当該セミナーの終了後に、Aは、Z及

び会員Yから、本件連鎖販売取引についての契約の締結について勧誘された。その際、Yから、会員になるには商品の購入などが必要で、会員となってサロンを開業するには250万円程度かかると説明され、Aは「負担が難しい。」とYに伝えたが、Yは「カードローンを使えば良い。やっていけば必ず成功し半年で返済できる。」と言って契約を勧めたので、Aは、はっきりと断れないまま仮契約に応じてしまい、概要書面を受け取った。平成30年2月、YOSAの施術を受けにZのサロンに行ったとき、Aは「契約できない。」と伝えたが、Zに「一人誘ったら36万円、物販は代金の25%が貰えるから、すぐに返済できる。」などと説得されたので、同日、契約書に記入し、YOSAと本件連鎖販売取引に係る契約を締結することとした。

【事例2】（氏名等の明示義務違反（勧誘目的不明示））

平成30年5月、消費者Bは、友人の会員Xから、「自宅でエステを開業したから体験してみない」と誘われ、Xの自宅に向かった。BがX宅で水素風呂の体験とYOSAの体験をした後、Xは「自分でエステを開業しても良いし、自分で使っても良い。」とBに商品の購入を勧め、「誰かに商品を紹介してその人が購入すれば収入が得られ、いずれ元が取れる。」などとも告げて、本件連鎖販売取引についての契約の締結について勧誘したが、Bは契約はせずに帰宅した。

その後、平成30年5月に、Xから再び施術の体験の誘いがあり、Bは施術を体験するためにXの家に行った。X宅に入ると、Xのほかに、会員Wら3人がいて、ハッピーバスタイムを買って会員となりエステを開業しないかと誘われた。Bは断ったが、Wらから「絶対いいものだから、損はしない」と勧められ、「あなたが、5人に紹介すれば、1人につきマージンが、10万円もらえるので、50万円になる」などと言われた。Bは「自分にはできない」と断ったが、契約しないと帰れない雰囲気になってしまったため、同日、契約書に記入し、YOSAと本件連鎖販売取引に係る契約を締結することとした。

【事例3】（氏名等の明示義務違反（勧誘目的不明示））

平成30年9月に、消費者Cは、会員Vから「身体に良いお風呂があるから一緒に行かない」と無料の施術体験に誘われサロンへ行ったところ、会員Uが出迎え、水素水を飲んだり、水素風呂やYOSAの体験をした。Cが施術を受けている間、Uは、カタログを示しながらYOSAなどの本件商品の効能を説明したり、その購入を勧めるなどし、更に、「商品を人に紹介すれば、

「マージンが貰える」と本件連鎖販売取引についての契約の締結について勧誘されたが、どれも高額な商品だったため、Cは「要らない」と言って断った。その後、半月ほど過ぎたころにVから再度無料の施術体験の誘いがあり、Cは施術を受けるためにVと共にサロンに行ったが、このときも、施術中に、Uから、会員となり商品を人に紹介すればマージンが貰えるという話をされた。しかし、Cは再度「要らない」と言って断った。

平成30年9月に、Vから3回目の無料の施術体験の誘いがあった。Cは、「無料体験だけならいいか」と思い行くことにしたが、その日も、施術を受けながら、Uから、会員となり商品を人に紹介すればマージンが貰える旨の説明を受け、本件連鎖販売取引についての契約の締結について勧誘された。この日はUが熱心で、Cが断ろうとしても販売商品の効能などの説明を続けるので、Cは断りきれない状態になってしまった。そのため、Cは、同日、契約書に記入し、YOSAと本件連鎖販売取引に係る契約を締結することとした。

【事例4】（断定的判断の提供）

平成29年9月、消費者Dが、YOSAの施術を受けるために会員Tのサロンに行くと、Tのほかに会員Sがいて、突然、会員となりサロンを開業することを勧められた。Dは、Tから、サロンで使う商品や収入が得られる仕組み、会員のランクやコミッション率などの説明を受け、本件連鎖販売取引についての契約の締結について勧誘されたが、その際、「1か月収入60万円。」「そのほか、商品を売れば100万円以上も取れる。」などと告げられた。Dは、サロンを開業するつもりは全くなかったため、Sに言われるままサロンの開業場所を仮に押さえるための申請はしたものの契約はしなかった。

その後、平成29年10月に、Dが再度Tのサロンに施術を受けに行くと、Tから再び本件連鎖販売取引についての契約の締結について勧誘され、会員となってサロンを開業するために必要な費用200万円を早く支払った方が良いと言われた。しかし、200万円は大金であるため、Dは「簡単には用意できない」と言って断ったが、Tが「200万円なんて1年で返せるよ。頑張れば半年だよ」といったため、Dは、「経験者がそこまでいうのであれば、経験のない私でもできる」、「たくさん稼げる」などと思った。

平成29年10月に、DはTに呼び出され、Tの店に行った。DはTから「今すぐ商品を申し込んでも届くまでに時間がかかるからこれ書いて」と契約書を差し出されたので、同日、契約書に記入し、YOSAと本件連鎖販売取引に係る契約を締結することとした。

馬面 仙江に対する行政処分の概要

1. 名宛人

ばめん ひきえ
馬面 仙江（以下「同人」という。）

2. 処分の内容

(1) 業務禁止命令

特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第33条第1項に規定する連鎖販売業に係る連鎖販売取引（以下「連鎖販売取引」という。）に関する業務のうち、次の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）を禁止する。

ア 連鎖販売取引について勧誘を行い、又は特定商取引法第33条第2項に規定する統括者がその統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について勧誘を行わせる者（以下「勧誘者」という。）に勧誘を行わせること。

イ 連鎖販売取引についての契約の申込みを受け、又は勧誘者に当該取引に係る契約の申込みを受けさせること。

ウ 連鎖販売取引についての契約を締結すること。

(2) 業務禁止命令の期間

令和元年12月17日から令和2年6月16日まで（6か月）

3. 処分の原因となる事実

(1) 関東経済産業局長は、別紙1のとおり、株式会社YOSA（以下「同社」という。）に対し、特定商取引法第39条第1項の規定に基づき、同社が行う連鎖販売取引の一部等を停止すべき旨を命じた。

(2) 同人は、同社の役員であり、かつ、同社が停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。

馬面 祐二に対する行政処分の概要

1. 名宛人

馬面 祐二 (以下「同人」という。)

2. 処分の内容

(1) 業務禁止命令

特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第33条第1項に規定する連鎖販売業に係る連鎖販売取引（以下「連鎖販売取引」という。）に関する業務のうち、次の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）を禁止する。

ア 連鎖販売取引について勧誘を行い、又は特定商取引法第33条第2項に規定する統括者がその統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について勧誘を行わせる者（以下「勧誘者」という。）に勧誘を行わせること。

イ 連鎖販売取引についての契約の申込みを受け、又は勧誘者に当該取引に係る契約の申込みを受けさせること。

ウ 連鎖販売取引についての契約を締結すること。

(2) 業務禁止命令の期間

令和元年12月17日から令和2年6月16日まで（6か月）

3. 処分の原因となる事実

(1) 関東経済産業局長は、別紙1のとおり、株式会社YOSA（以下「同社」という。）に対し、特定商取引法第39条第1項の規定に基づき、同社が行う連鎖販売取引の一部等を停止すべき旨を命じた。

(2) 同人は、同社の役員であり、かつ、同社が停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。

大島 博之に対する行政処分の概要

1. 名宛人

おおしま ひろゆき
大島 博之（以下「同人」という。）

2. 処分の内容

(1) 業務禁止命令

特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第33条第1項に規定する連鎖販売業に係る連鎖販売取引（以下「連鎖販売取引」という。）に関する業務のうち、次の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）を禁止する。

ア 連鎖販売取引について勧誘を行い、又は特定商取引法第33条第2項に規定する統括者がその統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について勧誘を行わせる者（以下「勧誘者」という。）に勧誘を行わせること。

イ 連鎖販売取引についての契約の申込みを受け、又は勧誘者に当該取引に係る契約の申込みを受けさせること。

ウ 連鎖販売取引についての契約を締結すること。

(2) 業務禁止命令の期間

令和元年12月17日から令和2年3月16日まで（3か月）

3. 処分の原因となる事実

(1) 関東経済産業局長は、別紙1のとおり、株式会社ロマネスク（以下「同社」という。）に対し、特定商取引法第39条第1項の規定に基づき、同社が行う連鎖販売取引の一部等を停止すべき旨を命じた。

(2) 同人は、同社の役員であり、かつ、同社が停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。